

東京大学スポーツ先端科学連携研究機構運営委員会内規

令和3年5月12日制定

(趣旨)

第1条 この内規は、東京大学スポーツ先端科学連携研究機構内規（以下「機構内規」という。）第5条第2項の規定に基づき、東京大学スポーツ先端科学連携研究機構運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(任務)

第2条 運営委員会は、機構内規第2条に定める目的を達成するため、東京大学スポーツ先端科学連携研究機構（以下「機構」という。）の管理及び運営に関する以下に掲げる重要事項を審議する。

- (1) 人事に関する事項
- (2) 予算に関する事項
- (3) その他機構の運営に関する重要事項

(組織)

第3条 運営委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員長は、機構長をもって充てる。

- 2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(委員)

第5条 委員は、機構内規別表に掲げる部局の長又は部局の長が推薦する当該部局の教員各1名をもって構成する。

- 2 委員長は、必要に応じて本学教員のうち若干名を運営委員会の委員として加えることができる。

(任期)

第6条 前条第2項の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項に掲げる委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事)

第7条 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き議決することができない。

2 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる
(専門委員会)

第8条 運営委員会は、特定の事項について審議するため、専門委員会を設けることができる。

2 専門委員会の委員は、運営委員会の議を経て機構長が委嘱する。
(事務)

第9条 委員会に関する事務は、教養学部等事務部で行う。
(補則)

第10条 この内規に定めるもののほか、委員会及び専門委員会に関し必要な事項は、委員会の定めるところによる。

附 則

この内規は、令和3年5月12日から施行し、令和2年12月1日から適用する。